

認定就農者とは

認定就農者とは新規就農を希望するものが就農計画認定制度に基づき自らの「就農計画」を作成し、市町村を経由して都道府県知事に計画を提出し認定を受けた者のこと。

就農計画には就農5年目の自らの経営の目標やその達成の為の研修(おおむね2年間)、就農準備、施設整備に関する資金計画及び事業計画を記載する。

就農計画認定制度について

1 就農計画認定制度とは

新規就農の円滑化を図るため平成7年に成立した青年等就農促進法に基づき、新規就農を計画する下記の者が、知事に対して自らの就農時における経営目標、就農準備のための計画等を記載した「就農計画」を提出し、知事の認定を受ける制度。

(就農計画の認定を受けることができる者)

- (1) 40歳未満の青年新規就農者
- (2) 新たに他産業から転職し、それまでに得た知識や技能を活用して就農しようとする40歳以上65歳未満の中高年齢者
- (3) 新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者
認定された者のうち、(1)(2)の者を認定就農者とよぶ。

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の概要(平成7年・法律第2号)

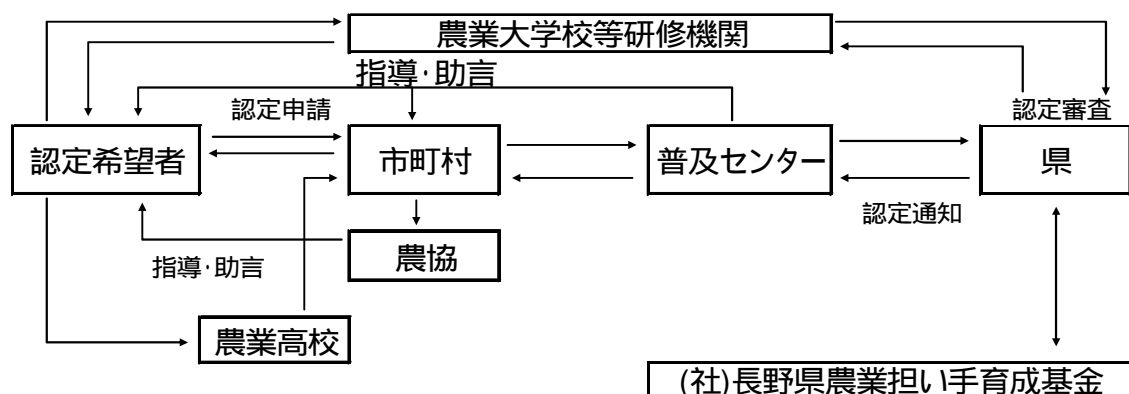
就農しようとする青年等を支援するため、都道府県就農促進方針の策定、新規就農希望者の就農計画の知事認定、認定を受けた者(認定就農者等)に対する就農支援資金の貸付等の支援を行うことを規定。

平成10年度には離職中高年齢者を貸付対象に含める等の改正が行われ、平成12年度には就農支援資金の拡充、農地等取得資金の特例等の改正が行われ、平成16年には就農希望者を受け入れる農業法人等を貸付対象に含める等の改正が行われた。

2 認定就農者のメリット

- (1) 就農支援資金の貸付け対象
- (2) 県農業担い手育成基金が実施する助成事業(就農支援金等)の交付対象
- (3) 経営体育成強化資金・農業近代化資金の据置期間特例延長措置の対象
- (4) 青色申告をしている場合は、農業者年金の政策支援対象となり、保険料の助成が受けられる。さらに、家族経営協定を締結していれば、配偶者等も同様な助成が受けられる。

3 就農計画の認定手続き



(1) 計画の認定

就農計画の申請に当たっては、認定申請書(様式第1号)、就農計画(様式第2号)の他に、普及センターの意見書を添付する。

<意見書の内容>

- ・就農計画の概要と妥当性
- ・研修計画の妥当性
- ・就農準備計画の妥当性
- ・資金調達計画の妥当性
- ・その他、経営計画説明に必要な内容

(2) 計画の変更

認定を受けた就農計画を変更することができる。この場合には(1)と同様な手続きにより、再度知事の認定を受ける必要がある。

問い合わせ先:長野県農政部農村振興課 P31